令和８年９月期　決算短信〔日本基準〕(連結)

令和８年11月16日

上 場 会 社 名	株式会社ウェッジホールディングス	上場取引所	東
コ ー ド 番 号	2388	URL	http://www.wedge-hd.com/
代　　表　　者	(役職名) 代表取締役社長	(氏名) 田代　宗雄	
問合せ先責任者	(役職名) 開示担当	(氏名) 小竹　康博	(TEL) 03-6225-2161
定時株主総会開催予定日	令和８年12月25日	配当支払開始予定日	―
有価証券報告書提出予定日	令和８年12月28日		

決算補足説明資料作成の有無　　：　無

決算説明会開催の有無　　：　無

(百万円未満切捨て)

１．令和８年９月期の連結業績（令和７年10月１日～令和８年９月30日）

（１）連結経営成績

(%表示は対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
８年９月期	1,172	43.7	△60	―	△1,202	―	△2,595	―
７年９月期	816	△5.2	△91	―	△297	―	△226	―

(注) 包括利益　　８年９月期　△2,098百万円(　―%)　　７年９月期　△106百万円(　―%)

	１株当たり当期純利益	潜在株式調整後１株当たり当期純利益	自己資本当期純利益率	総資産経常利益率	売上高営業利益率
	円 銭	円 銭	%	%	%
８年９月期	△61.14	―	△140.0	△43.7	△5.2
７年９月期	△5.34	―	△7.7	△8.0	△11.2

(参考) 持分法投資損益　８年９月期　△1,255百万円　７年９月期　△360百万円

（２）連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	１株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
８年９月期	1,824	881	44.2	18.97
７年９月期	3,684	2,970	78.8	68.39

(参考) 自己資本　８年９月期　805百万円　７年９月期　2,903百万円

（３）連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動によるキャッシュ・フロー	投資活動によるキャッシュ・フロー	財務活動によるキャッシュ・フロー	現金及び現金同等物期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
８年９月期	△123	△450	―	1,082
７年９月期	△16	1,172	△9	1,657

２．配当の状況

	年間配当金					配当金総額(合計)	配当性向(連結)	純資産配当率(連結)
	第１四半期末	第２四半期末	第３四半期末	期末	合計			
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	百万円	%	%
７年９月期	―	0.00	―	0.00	0.00	―	―	―
８年９月期	―	0.00	―	0.00	0.00	―	―	―
９年９月期(予想)	―	0.00	―	0.00	0.00		―	

３．令和９年９月期の連結業績予想（令和８年10月１日～令和９年９月30日）

(%表示は、通期は対前期、四半期は対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		１株当たり当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
第２四半期(累計)	―	―	―	―	―	―	―	―	―
通　期	―	―	―	―	―	―	―	―	―

注）次期の業績予想につきましては、当社グループの事業環境が大きく変動しており、収益変動要因の情報収集・検討が必要な状況であり、現時点では合理的な予想をすることが困難なことから、業績予想の公表を差し控えさせていただくこととします。詳細につきましては添付資料３ページ「１．経営成績等の概況（４）今後の見通し」をご覧ください。

※　注記事項

（１）期中における連結範囲の重要な変更　　：　無

新規　　社（社名）　　、除外　　社（社名）

（２）会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

①　会計基準等の改正に伴う会計方針の変更　　：　無

②　①以外の会計方針の変更　　：　無

③　会計上の見積りの変更　　：　無

④　修正再表示　　：　無

（３）発行済株式数（普通株式）

①　期末発行済株式数（自己株式を含む）	８年９月期	42,494,478株	７年９月期	42,494,478株
②　期末自己株式数	８年９月期	39,400株	７年９月期	39,400株
③　期中平均株式数	８年９月期	42,455,078株	７年９月期	42,455,078株

（参考）　個別業績の概要

１．令和８年９月期の個別業績（令和７年10月１日～令和８年９月30日）

（１）個別経営成績　　（%表示は対前期増減率）

	売上高		営業利益		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
８年９月期	1,018	42.3	47	―	38	△32.1	△2,256	―
７年９月期	715	△4.2	△28	―	57	―	△112	―

	１株当たり当期純利益	潜在株式調整後１株当たり当期純利益
	円　銭	円　銭
８年９月期	△53.15	―
７年９月期	△2.66	―

（２）個別財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	１株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円　銭
８年９月期	1,626	941	53.2	20.38
７年９月期	3,343	2,851	83.2	65.58

（参考）自己資本　　８年９月期　　865百万円　　７年９月期　　2,784百万円

※　決算短信は公認会計士又は監査法人の監査の対象外です

※　業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記されている業績見積り等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項については、添付資料３ページ「１．経営成績等の概況（４）今後の見通し」をご覧ください。

○添付資料の目次

１．経営成績等の概況 …… 2
（１）当期の経営成績の概況 …… 2
（２）当期の財政状態の概況 …… 2
（３）当期のキャッシュ・フローの概況 …… 3
（４）今後の見通し …… 3
（５）継続企業の前提に関する重要事象等 …… 4
２．会計基準の選択に関する基本的な考え方 …… 8
３．連結財務諸表及び主な注記 …… 9
（１）連結貸借対照表 …… 9
（２）連結損益計算書及び連結包括利益計算書 …… 11
連結損益計算書 …… 11
連結包括利益計算書 …… 12
（３）連結株主資本等変動計算書 …… 13
（４）連結キャッシュ・フロー計算書 …… 15
（５）連結財務諸表に関する注記事項 …… 16
（継続企業の前提に関する注記） …… 16
（追加情報） …… 16
（連結貸借対照表関係） …… 21
（収益認識関係） …… 21
（セグメント情報等） …… 21
（１株当たり情報） …… 22
（重要な後発事象） …… 22

１．経営成績等の概況

（１）当期の経営成績の概況

当社グループは当連結会計年度においては、増収減益となりました。売上高は11億72百万円（前年同期比43.7%増）、営業損失は60百万円（前年同期は91百万円の営業損失）、経常損失は12億２百万円（前年同期は２億97百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は25億95百万円（前年同期は２億26百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

売上高は当社が営むコンテンツ事業の受注状況が堅調で、ロイヤリティ収入も過去最高となったこと、さらに海外向けのＴＣＧ販売も大きく伸長したことから、大幅な増収となりました。営業利益については、人件費をはじめとする固定費等を増加させたことに加え、訴訟関連費用等が大幅に増加したことから、前年同期より改善したものの赤字となりました。経常利益については、持分法適用関連会社が営むDigital Finance事業の業績に加えて、同事業で抱えている訴訟の判決や進捗状況等を勘案した結果、12億55百万円の持分法による投資損失を計上することとなり、12億２百万円の損失となりました。また、当社の昭和ホールディングス株式会社等に対する貸付金等の債権について回収可能性を検討した結果、13億77百万円の特別損失（貸倒引当金繰入額）を計上することとなり、親会社株主に帰属する当期純損失は大幅な赤字となりました。今後とも訴訟等への対応や債権等の回収を地道に実施し、長期的に赤字を解消してまいります。

当社といたしましては、今後とも短期的な景気判断や収益について適切に対処しながらもそれらに囚われることなく、中長期的視点で経済成長する地域に適切に投資し、当社の成長を目指しております。

セグメントの業績につきましては、当社は従来「コンテンツ事業」「Digital Finance事業」の２つを報告セグメントとしておりましたが、「コンテンツ事業」の単一セグメントへ変更いたしました。

従いましてセグメント業績ではありませんが、従前と同様の処理を行った場合の業績概要を参考に記載いたします。

コンテンツ事業の当連結会計年度における業績は、増収増益となりました。当連結会計年度における業績は、売上高11億11百万円（前年同期比45.4%増）、セグメント利益は３億25百万円（同50.8%増）となりました。これは受注状況が堅調であったことと、ロイヤリティ収入も過去最高となったこと、海外向けのＴＣＧ販売が大幅に伸長したことによるものです。

当事業は、主にゲームの企画開発や漫画やアニメ、ゲーム等のエンターテインメント関連の書籍及び電子書籍の企画編集、様々なコンテンツを商品・イベント化する企画開発など、コンテンツ商品の企画開発分野で独自性を持って展開しております。

現在、当社の祖業でありますコンテンツ事業においては長年の不振を払しょくし、過去10年以上かけて戦略的に事業を選択集中させるとともに海外事業を含めて新規事業に取り組み、営業拡大を図り、同時に生産性の改善、コストの適正化を図ってまいりました成果が実を結んでいる結果、長期的に利益改善が進んでおります。

当事業は、ゲーム企画開発、書籍編集、その他コンテンツ関連企画開発等の受注が堅調に推移し、ロイヤリティ収入が過去最高となり、海外向けのＴＣＧ販売も大幅に伸長したことから利益貢献を果たしております。それと同時に、今後のさらなる成長に向け、人的資源を新規事業並びに海外展開に適切に投資的経費を投下し続けており、長期的にはこれらも利益化して利益貢献するものと考えております。

今後は、中期経営計画でお知らせしましたように、国内の新規事業展開と海外展開を積極的に進めることで、本格的な事業拡大につなげる方針を継続してまいります。

（２）当期の財政状態の概況

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末と比べて18億60百万円減少し、18億24百万円となりました。

流動資産は15億円減少し、14億46百万円となりました。主な内訳は、現金預金の減少５億74百万円、短期貸付金の減少14億79百万円、貸倒引当金の減少４億73百万円等であります。

固定資産は３億60百万円減少し、３億77百万円となりました。主な内訳は、有形固定資産の減少４百万円、無形固定資産の減少０百万円、投資その他の資産の減少３億55百万円であります。

流動負債は２億13百万円増加し、４億70百万円となりました。

固定負債は13百万円増加し、４億71百万円となりました。

純資産は20億88百万円減少し、８億81百万円となりました。主な内訳は、利益剰余金の減少25億95百万円、為替換算調整勘定の増加５億16百万円、新株予約権の増加９百万円等であります。

（３）当期のキャッシュ・フローの概況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末と比べて５億74百万円減少し、当連結会計年度末の残高は10億82百万円（前期末比34.7%減）となりました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動におけるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、１億19百万円（前年同期は16百万円の使用）となりました。その主な内訳は、税金等調整前当期純損失の計上25億86百万円、貸倒引当金繰入額13億77百万円、持分法による投資損失12億55百万円等であります。

（投資活動におけるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、４億35百万円（前年同期は11億72百万円の獲得）となりました。その主な内訳は、貸付による支出４億16百万円、事業譲受による支出15百万円等であります。

（財務活動におけるキャッシュ・フロー）

財務活動におけるキャッシュ・フローは該当事項がありません。前年同期は財務活動により９百万円を使用いたしました。

（４）今後の見通し

今後の世界経済は、不安定な中東情勢や日中関係の悪化、ロシア・ウクライナ紛争も継続しており、インフレーションに大きな影響を与えうる可能性があり、先行き不透明な状況で推移すると予測しております。我が国経済のみならず世界経済への長期的な影響が懸念されております。この影響に関しては、当社グループを取り巻く事業環境は常に大きく変化をしており、今後も当社グループが進出している各国の事業状況をさらに精査する必要があることから、業績見通しの公表は差し控えさせていただきます。

コンテンツ事業については以下のように見通しと取り組みを進めてまいります。

コンテンツ事業におきましては、日本国内において出版ならびにＴＣＧの受注が堅調に推移しており、売上高が継続的に増加しております。一方数年来の構造改革の結果、支出が適正化されたことから利益面でも増加に貢献しております。今後は新たに受注したコンテンツによる収益にも期待をしております。海外への展開につきましては、ベトナム並びにインドネシアの売上高の伸びが顕在化する段階に至っており、今後は周辺諸国への展開を加速させてまいります。また、海外からの印税収入も増加傾向にあり、今後の利益増加への貢献を期待しております。

現在の好調には中期経営計画アクセルプランに基づき、獲得してきたコンテンツが貢献するとともに、数年来の取り組みによる固定費の削減が進展したことが寄与しております。現在においては上記実績による受注が好調であること、また、筋肉質な体質にもなっておりますので、一定の利益水準を確保できるものと考えております。ただし、中東情勢の緊迫化はすでに出版業界における印刷インクに影響を及ぼしており、また当社が強い基盤を持つＴＣＧの加工等にも影響を及ぼすと考えられることから、慎重に事態を注視して対応してまいります。

また、この間には中長期的な戦略的投資としてベトナム・インドネシア・タイなどでのコンテンツ事業をグループ会社の協力のもと行ってまいりました。これに加え、中期経営計画に基づいた新規事業も開始しており、数年単位でこれらを育成することにより、将来の収益増加に繋げてまいります。

（５）継続企業の前提に関する重要事象等

当連結会計年度において、下記の事象が存在しておりますが、これらについて、以下の対応策を実行していることから、当該事象の解消が実現できるものと考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

１．Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有していたタイＳＥＣ指摘ＧＬＨ融資取引に関する悪影響について

当社持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL.（以下「ＧＬ」という。）の子会社であったGroup Lease Holdings PTE. LTD.（清算手続中）が保有していた貸付債権等（以下「ＧＬＨ融資取引」という。）に関連して、ＧＬは、2017年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会（以下「タイＳＥＣ」という。）からＧＬ元役員の不正行為や利息収入の過大計上などの指摘を受けました。当該タイＳＥＣ指摘ＧＬＨ融資取引については、この問題の発覚時の2017年9月期決算において、全額損失処理済ですが、タイ法務省特別捜査局（以下「タイＤＳＩ」という。）による調査が継続しております。現在も未解決事項となっており、当社グループは、タイＳＥＣの指摘の根拠を特定することはできておりません。また、「２．JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について」に記載のとおり、当該タイＳＥＣ指摘ＧＬＨ融資取引に関連し、JTRUST ASIA PTE. LTD.（以下「ＪＴＡ」という。)からタイ王国及びシンガポール共和国等で、各種の訴訟が提起され係争中となっております。シンガポール共和国での損害賠償請求訴訟ではシンガポール高等裁判所がＧＬＨに１億24百万米ドル等の損害賠償金の支払判決を下し、2024年３月４日、ＧＬＨの清算を命じたことを受け、同裁判所が選任したLiquidatorによりＧＬＨの清算手続きが進められております。また、タイ王国での損害賠償請求訴訟では、2026年８月10日に、ＪＴＡが引受していた転換社債の返済に関連し総額5,522,400,000タイバーツ（日本円で約265億円）などの支払をＧＬに対し命じる第一審の判決が下されました。

当社では、2026年８月10日のタイ王国における損害賠償請求訴訟（第一審）の敗訴を受け、当該判決の内容に加え、ＧＬ社の業績及び関連する他の訴訟の進捗状況等を総合的に勘案した結果、今後の悪影響を考慮し、連結財務諸表上の関係会社株式（ＧＬ社株式）の帳簿価額を０円まで減額することとし、当連結会計年度において、ＧＬ持分法投資簿価を全額損失処理（持分法による投資損失に計上）いたしました。

２．JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について

当社持分法適用関連会社であるＧＬが発行した総額180百万米ドルの転換社債保有者であったＪＴＡ は、ＧＬがタイＳＥＣから2017年10月16日及び同月19日にＧＬ元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、タイ王国及びシンガポール共和国において当社グループに対して各種の訴訟が提起されており、一部終結に至ったものの、現在も係争中となっております。

ＪＴＡが行っている主要な訴訟の概要につきましては、以下のとおりです。

（１）ＪＴＡが行っている主要な訴訟の概要

イ）（ＧＬ）損害賠償請求訴訟

１．訴訟提起日	2018年１月９日
２．訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	Ｊトラスト株式会社の子会社であるＪＴＡは、当社持分法適用関連会社ＧＬの転換社債（合計２億１千万米ドル）を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、ＪＴＡはＧＬに対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債（１億８千万米ドル相当）の全額一括返済を要求しておりました。ＧＬといたしましては、当該投資契約解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求はお断りしつつも、円満解決に向け誠実に対応してまいりました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、ＪＴＡは、ＧＬ及びＧＬＨ等が、投資家に対し１億８千万米ドル以上の投資を促すために、同社グループの財務諸表を改ざんし、ＧＬが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、ＧＬ及びＧＬＨに対し損害賠償請求を求めるべく、これら一連の訴訟を提起したものです。
３．訴訟を提起した者の概要	（商号）　JTRUST ASIA PTE.LTD. （所在地）　シンガポール共和国 （代表者の役職・氏名）代表取締役　藤澤信義
４．訴訟の内容	ＪＴＡは、タイにおいて、ＧＬ、ＧＬ取締役３名、並びに此下益司氏に対し、ＪＴＡの投資額（最低２億１千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。
５．訴訟の進展	タイ王国での損害賠償請求訴訟では、2026年８月10日に、ＪＴＡが引受していた転換社債の返済に関連し総額5,522,400,000タイバーツ（日本円で約265億円）などの支払をＧＬに対し命じる第一審の判決が下されました。今後につきましては、ＧＬは控訴審にて引き続き控訴を行う予定ですが、外部専門家とも協議を行い、本件訴訟により与えられた損害回復に努めてまいる所存です。

ロ）（ＥＨＡ）暫定的資産凍結命令訴訟

１．訴訟提起日	2020年10月21日
２．訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	（ＥＨＡ）損害賠償請求訴訟に伴い、2020年10月21日にＥＨＡに対し、１億95百万米ドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）が下されております。
３．訴訟を提起した者の概要	（商号）　JTRUST ASIA PTE.LTD. （所在地）　シンガポール共和国 （代表者の役職・氏名）代表取締役　藤澤信義
４．訴訟の内容	シンガポールにおいて、１億95百万米ドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）となります。
５．訴訟の進展	暫定的資産凍結命令が発令されており現在も継続しております。

ハ）（ＥＨＡ）損害賠償請求訴訟

１．訴訟提起日	2020年11月16日
２．訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	ＪＴＡは、当社連結子会社のEngine Holdings Asia PTE.LTD.（以下、「ＥＨＡ」という。）他１社を被告とし、2020年11月16日にシンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、ＪＴＡがＧＬに対して実施した投資（転換社債合計２億１千万米ドル、及びＧＬ㈱の購入他５億27百万タイバーツ）について、ＧＬＨが他の被告と共謀し、ＪＴＡに投資を促すために、ＧＬの財務諸表を改ざんし投資家等に損害を与え、その行為にＥＨＡも参画しているという主張からＥＨＡ他１社に対し損害賠償請求を求めております。
３．訴訟を提起した者の概要	（商号）　JTRUST ASIA PTE.LTD. （所在地）　シンガポール共和国 （代表者の役職・氏名）代表取締役　藤澤信義
４．訴訟の内容	ＪＴＡはシンガポールにおいて、ＧＬＨ、此下益司氏、並びに当社グループではないその他５社に対し、ＪＴＡの投資額（最低２億１千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。
５．訴訟の進展	係争中です。

ニ）（当社他）損害賠償請求訴訟

１．訴訟提起日	2021年６月21日
２．訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	ＪＴＡが当社及び昭和ホールディングス株式会社並びに同社筆頭株主のA.P.F.Group Co.,Ltd.に対し此下益司氏及びＧＬの詐欺行為との共同不法行為責任に基づく損害として、24百万米ドルの支払を求める損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。
３．訴訟を提起した者の概要	（商号）　JTRUST ASIA PTE.LTD. （所在地）　シンガポール共和国 （代表者の役職・氏名）代表取締役　藤澤信義
４．訴訟の内容	ＪＴＡが24百万米ドル（約26億円）の損害賠償の支払いを当社及び昭和ホールディングス株式会社並びに同社筆頭株主のA.P.F.Group Co.,Ltd.に求める訴訟であります。
５．訴訟の進展	係争中です。

ホ）（ＧＬＨ他）損害賠償請求訴訟

１．訴訟提起日	2021年８月３日
２．訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	ＪＴＡがシンガポール共和国高等法院にて、ＧＬＨ他此下益司氏及び４社に対し、2020年10月の判決に含まれていなかった投資金額１億24百万米ドルに係る損害の回復を求める訴訟を提起し、同高等法院は、2021年８月４日、ＪＴＡの求めに応じて、１億30百万米ドルの資産凍結命令を発令しております。
３．訴訟を提起した者の概要	（商号）　JTRUST ASIA PTE.LTD. （所在地）　シンガポール共和国 （代表者の役職・氏名）代表取締役　藤澤信義
４．訴訟の内容	シンガポール共和国において、ＪＴＡは、ＧＬＨ他此下益司氏及び他４社に対し、ＪＴＡが行った投資（１億24百万米ドル）に関する損害賠償を求める訴訟を提起しており、ＧＬＨに対し、１億30百万ドルまでの通常の事業活動で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール国外への資産の移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）が下されております。
５．訴訟の進展	ＧＬＨ他此下益司氏及び他４社に対し、１億24百万米ドル及びこれに対する2021年８月１日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000ＳＧドルの支払いを命じました。別途、ＧＬＨ及び此下益司氏に対しては、当該損害賠償請求棄却の申立てを行っていたことから9,000ＳＧドルの支払いが命じられております。なお、ＧＬＨ及び此下益司氏に対する暫定的資産凍結命令は維持されます。 当該判決を不服として、ＧＬＨは2023年４月19日に控訴を行いましたが、2023年11月22日に当該控訴の申立てが棄却され、第一審判決が維持されました。その後最終審となる控訴裁判所に対して上訴の許可を求める申立てを2023年12月６日に行っておりましたが、2024年１月11日付で当該申立てが棄却されました。この確定判決を受け、今後、当社グループの経営等にも悪影響を及ぼす可能性があります。当社及びＧＬとしましては、当該損害賠償請求金額相当金額が 当社持分法適用関連会社ＧＬの連結財務諸表において負債として計上されており財務的な影響は限定的であると考えておりますが、今後の対応、支払い等の詳細につきましては弁護士とも相談し、慎重に対応してまいります。

ヘ）（ＧＬＨ）会社清算申立

１．訴訟提起日	2023年４月12日
２．訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	ＪＴＡは、上記のホ）（ＧＬＨ他）損害賠償請求訴訟での１億24百万米ドル及びこれに対する2021年８月１日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000ＳＧドルの支払判決を受け、シンガポール共和国高等裁判所にて、2023年４月12日に、ＧＬＨに対する会社清算の申立てを行いました。
３．訴訟を提起した者の概要	（商号）　JTRUST ASIA PTE.LTD. （所在地）　シンガポール共和国 （代表者の役職・氏名）代表取締役　藤澤信義
４．訴訟の内容	ＪＴＡは、上記のホ）（ＧＬＨ他）損害賠償請求訴訟での１億24百万米ドル及びこれに対する2021年８月１日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000ＳＧドルの支払判決を受け、シンガポール共和国高等裁判所にて、2023年４月12日に、ＧＬＨに対する会社清算の申立てを行いました。
５．訴訟の進展	2023年９月６日、シンガポール高等裁判所が暫定的な資産保全人Provisional Liquidatorの選任を決定いたしました。また、2024年３月４日には、同裁判所がＧＬＨの清算を命じたことを受け、Liquidatorにより、ＧＬＨ の清算手続きが進められております。これに対して、ＧＬは、ＧＬＨの債権者として、同手続に異議を申し立てると共に、ＧＬＨの被担保債権者としてその担保権を実現するための措置を進めてまいります。

ト）（ＧＬ）会社更生手続申立訴訟

１．訴訟提起日	2023年６月30日
２．訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	ＪＴＡは2023年６月30日にタイ中央破産裁判所に対してＧＬの会社更生手続きを申し立て、係争となっております。
３．訴訟を提起した者の概要	(商号)　JTRUST ASIA PTE.LTD. (所在地)　シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役　藤澤信義
４．訴訟の内容	ＪＴＡは2023年６月30日にタイ中央破産裁判所に対してＧＬの会社更生手続きを申し立て、係争となっております。
５．訴訟の進展	2024年3月27日、タイ中央破産裁判所は、ＪＴＡによる会社更生の申立を棄却しました。ＪＴＡの控訴については、2025年２月10日、特別事件控訴裁判所（CASC）にて判決が下され、中央破産裁判所の第一審の判決を支持し、棄却されたことについて報告を受けました。さらに、当社はＧＬより、ＪＴＡがタイ中央破産裁判所に対して、ＧＬの破産と臨時管財人を選任し、ＧＬ取締役らの経営権を停止する措置を求める申立を申請し、2025年４月22日にＪＴＡのみが出席する期日が開かれたことが判明しました。また、同４月30日に裁判所が当該ＪＴＡによる臨時管財人選定申立を判断する期日になっていたところ、裁判所は ＪＴＡ の申立を却下したことが判明したとの報告も受けました。ＪＴＡによる会社更生法の訴えは複数回に渡るもので、ＪＴＡが根拠のない訴訟を繰り返していることがさらに明らかになったと考えております。今後ＧＬが被った損害に対して補償を追加して、追及していくことを当社としても積極的に支援し、当社自身が被っている様々な損害についても追及をしてまいります。

チ）（ＧＬ）損害賠償請求訴訟

１．訴訟提起日	2025年６月27日
２．訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	ＪＴＡは、上記のイ）（ＧＬ）損害賠償請求訴訟に関連して、当社グループ及びＧＬ関連会社各社に対して複数の国において損害賠償を求めて訴訟を提起しております。
３．訴訟を提起した者の概要	(商号)　JTRUST ASIA PTE.LTD. (所在地)　シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役　藤澤信義
４．訴訟の内容	ＪＴＡは2025年６月27日にタイ王国民事裁判所においてＧＬに対し、第２回投資の元本１億３千万米ドル及び利息、損害賠償及び弁護士費用として7,169,005,187.50タイバーツ（約288億円）を求め、係争となっております。
５．訴訟の進展	係争中です。

（２）当社グループの見解及び対応について

ＧＬ及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、上記一連の訴訟についてはいずれも不当なもので、ＧＬ及び当社といたしましては当社グループの正当性を主張すべく粛々と法的対応を進めてまいる所存であり、ＪＴＡに対し必要且つ適切な法的処置を取ってまいります。

また、当社としましては、グループ会社の裁判に対する支援を最大限行い、当社グループの資産の保全及び、損害を回復すべく最善の手段を講じてまいります。

３．GL Finance PLC.のファイナンスリーシングライセンス取り消しと会社清算について

当社持分法適用関連会社ＧＬの子会社であったGL Finance PLC.（以下、ＧＬＦ）は、2024年９月12日付でカンボジア国立銀行より、ファイナンスリーシングライセンスの取り消しと会社清算についての通知を受け、ＧＬＦでは清算人を選定し、清算手続きに入っております。

４．昭和ホールディングスに対し実施した担保権実行に伴う株式取得に係る会計処理について

当社は、2026年６月26日に、当社の親会社であった昭和ホールディングス株式会社（以下「昭和ＨＤ」といいます。）に対する貸付金を被担保債権として設定を受けていた根質権を実行し、株式会社日本橋本町菓子処、明日香食品株式会社、昭和ゴム株式会社及び株式会社ルーセント（以下「本件４社」といいます。）の株式を取得し、その一部を既に売却しました。

一方、昭和ＨＤ取締役一名が、2026年７月13日、東京地方裁判所に対する申立てにより、当社を債務者として、本件４社株式等の譲渡及び質権の設定その他一切の処分を禁止する仮処分命令を得ており、上記根質権の設定や株式の取得は無効であり、本件４社株式の株主は依然として昭和ＨＤである旨を主張しております。

昭和ＨＤについては、2026年７月17日、長年の裁判相手であるＪＴＡが、債権が不存在であるにもかかわらず、東京地方裁判所に対し会社更生法に基づく更生手続開始の申立てを提起し、同日付で保全管理命令が発令されましたが、当該申立ては棄却されております。

一方、当社並びに株式会社日本橋本町菓子処が債権者として昭和ＨＤについて東京地方裁判所に対し会社更生法に基づく更生手続開始の申立てを提起し、更生手続開始決定がされました。

上記の状況に鑑みて、本件４社は、連結の範囲には含めず、貸付債権のまま会計処理することといたしました。また、当社は、昭和ＨＤに対する貸付金等について、破産更生債権等に準ずる債権として区分しております。また、昭和ＨＤについて更生手続開始決定がされた状況等に鑑み、その回収可能性を検討した結果、下記（１）（２）の対象債権1,174百万円の全額について貸倒引当金を計上することとし、特別損失に貸倒引当金繰入額1,174百万円を計上することといたしました。

（１）破産更生債権（昭和ＨＤに対する貸付金及び未収利息並びに立替金）428百万円

（２）長期未収入金（当社から株式会社日本橋本町菓子処に貸付し、同社が昭和ＨＤに対して有する貸付金及び未収利息に係るもの）の一部　　745百万円

合計　　1,174百万円

５．本件４社株式の取得及び売却に関する会計処理について

上記４に記載した本件４社の取得と売却に関しては次のとおり会計処理を実施しております。

（１）本件４社の取得はなかったものとして連結の範囲に含めておりません。

（２）根質権の実行による債権の回収も会計上認識しておらず、昭和ＨＤに対する貸付金等を引き続き債権として計上しております。

（３）上記の貸付金及び経過利息等は、上記４に記載のとおりを破産更生債権及び長期未収入金に計上し、貸倒引当金を計上しております。

（４）売却についてもなかったものとして受領した金銭は預り金として計上しました。

６．当社株式の上場廃止について

当社は東京証券取引所より当社株式を整理銘柄に指定し、2027年４月１日付けで上場廃止となる旨の通知を2026年９月30日に受けました。整理銘柄指定期間は2026年９月30日から2027年３月31日となり、2027年４月１日に上場廃止となります。

２．会計基準の選択に関する基本的な考え方

当社グループは、連結財務諸表の期間比較可能性及び企業間の比較可能性を考慮し、会計基準につきましては日本基準を採用しております。

３．連結財務諸表及び主な注記

（１）連結貸借対照表

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2025年９月30日)	当連結会計年度 (2026年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,657,300	1,082,888
受取手形及び売掛金	111,205	201,502
商品	60,069	69,268
仕掛品	20,627	34,868
短期貸付金	1,479,934	－
その他	119,445	86,179
貸倒引当金	△502,403	△28,601
流動資産合計	2,946,180	1,446,105
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	8,673	－
減価償却累計額	△3,894	－
建物及び構築物（純額）	4,779	－
機械及び装置	2,457	－
減価償却累計額	△2,457	－
機械及び装置（純額）	－	－
工具、器具及び備品	4,797	－
減価償却累計額	△4,713	－
工具、器具及び備品（純額）	83	－
有形固定資産合計	4,862	－
無形固定資産		
その他	494	－
無形固定資産合計	494	－
投資その他の資産		
関係会社株式	742,820	－
長期貸付金	0	－
長期未収入金	－	2,068,419
破産更生債権等	4,431	432,779
その他	246,125	40,676
貸倒引当金	△259,958	△2,163,921
投資その他の資産合計	733,418	377,953
固定資産合計	738,775	377,953
資産合計	3,684,956	1,824,059

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2025年９月30日)	当連結会計年度 (2026年９月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	23,168	31,579
短期借入金	2,897	4,416
未払費用	156,698	183,263
未払法人税等	25,629	43,619
預り金	－	134,469
その他	48,344	73,256
流動負債合計	256,737	470,604
固定負債		
長期借入金	50,079	58,161
関係会社長期借入金	378,369	378,369
その他	29,164	35,078
固定負債合計	457,613	471,608
負債合計	714,350	942,213
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,378,237	4,378,237
資本剰余金	6,488,816	6,488,816
利益剰余金	△7,397,669	△9,993,297
自己株式	△40,961	△40,961
株主資本合計	3,428,423	832,795
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	18,946	－
為替換算調整勘定	△544,022	△27,464
その他の包括利益累計額合計	△525,076	△27,464
新株予約権	67,257	76,514
純資産合計	2,970,605	881,845
負債純資産合計	3,684,956	1,824,059

（２）連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自 2024年10月１日 至 2025年９月30日）	当連結会計年度 （自 2025年10月１日 至 2026年９月30日）
売上高	816,181	1,172,988
売上原価	532,698	750,136
売上総利益	283,483	422,852
販売費及び一般管理費	374,767	483,545
営業損失（△）	△91,283	△60,692
営業外収益		
受取利息	48,547	53,658
為替差益	97,633	74,125
貸倒引当金戻入額	41,345	－
その他	10,265	13,630
営業外収益合計	197,792	141,414
営業外費用		
支払利息	16,747	24,587
株式交付費	60	1,221
持分法による投資損失	360,416	1,255,949
貸倒引当金繰入額	25,099	－
その他	1,665	1,864
営業外費用合計	403,988	1,283,621
経常損失（△）	△297,480	△1,202,899
特別利益		
関係会社株式売却益	102,433	－
特別利益合計	102,433	－
特別損失		
減損損失	1,399	6,060
貸倒引当金繰入額	－	1,377,183
特別損失合計	1,399	1,383,243
税金等調整前当期純損失（△）	△196,446	△2,586,142
法人税、住民税及び事業税	28,945	37,635
法人税等調整額	1,251	△28,150
法人税等合計	30,196	9,485
当期純損失（△）	△226,643	△2,595,627
親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△226,643	△2,595,627

連結包括利益計算書

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自 2024年10月１日 至 2025年９月30日）	当連結会計年度 （自 2025年10月１日 至 2026年９月30日）
当期純損失（△）	△226,643	△2,595,627
その他の包括利益		
持分法適用会社に対する持分相当額	120,461	497,611
その他の包括利益合計	120,461	497,611
包括利益	△106,181	△2,098,016
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	△106,181	△2,098,016

（３）連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2024年10月１日　至 2025年９月30日)

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,378,237	6,488,816	△7,171,026	△40,961	3,655,066
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△226,643		△226,643
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△226,643	－	△226,643
当期末残高	4,378,237	6,488,816	△7,397,669	△40,961	3,428,423

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	19,436	△664,974	△645,537	39,233	3,048,762
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（△）					△226,643
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△490	120,951	120,461	28,023	148,485
当期変動額合計	△490	120,951	120,461	28,023	△78,157
当期末残高	18,946	△544,022	△525,076	67,257	2,970,605

当連結会計年度(自 2025年10月１日　至 2026年９月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,378,237	6,488,816	△7,397,669	△40,961	3,428,423
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△2,595,627		△2,595,627
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△2,595,627	－	△2,595,627
当期末残高	4,378,237	6,488,816	△9,993,297	△40,961	832,795

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	18,946	△544,022	△525,076	67,257	2,970,605
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失（△）					△2,595,627
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△18,946	516,558	497,611	9,256	506,868
当期変動額合計	△18,946	516,558	497,611	9,256	△2,088,759
当期末残高	－	△27,464	△27,464	76,514	881,845

（４）連結キャッシュ・フロー計算書

（単位：千円）

	前連結会計年度 （自 2024年10月１日 至 2025年９月30日）	当連結会計年度 （自 2025年10月１日 至 2026年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失（△）	△196,446	△2,586,142
減価償却費	1,245	586
のれん償却額	－	13,708
関係会社株式売却損益（△は益）	△102,433	－
減損損失	1,399	6,060
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△2,012	52,881
貸倒引当金繰入額	－	1,377,183
受取利息及び受取配当金	△48,547	△53,658
支払利息	16,747	24,587
株式交付費	60	1,221
持分法による投資損益（△は益）	360,416	1,255,949
為替差損益（△は益）	△876	△626
売上債権の増減額（△は増加）	△2,403	△79,067
棚卸資産の増減額（△は増加）	△15,051	△23,438
仕入債務の増減額（△は減少）	△441	9,069
その他	△8,131	△183,192
小計	3,524	△184,879
利息及び配当金の受取額	27,078	98,631
利息の支払額	△4,782	△11,499
法人税等の支払額	△41,893	△25,321
営業活動によるキャッシュ・フロー	△16,073	△123,069
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	－	△295
貸付けによる支出	△589,301	△416,510
貸付金の回収による収入	148,465	301
関係会社株式の売却による収入	1,613,932	－
事業譲受による支出	－	△15,129
敷金及び保証金の差入による支出	△90	△508
差入保証金の増減額（△は増加）	△874	△18,755
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,172,131	△450,896
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△9,856	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	△9,856	－
現金及び現金同等物に係る換算差額	△490	△446
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,145,711	△574,412
現金及び現金同等物の期首残高	511,589	1,657,300
現金及び現金同等物の期末残高	1,657,300	1,082,888

（５）連結財務諸表に関する注記事項

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（追加情報）

１．Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有していたタイＳＥＣ指摘ＧＬＨ融資取引に関する悪影響について

当社持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL.（以下「ＧＬ」という。）の子会社であったGroup Lease Holdings PTE. LTD.（清算手続中）が保有していた貸付債権等（以下「ＧＬＨ融資取引」という。）に関連して、ＧＬは、2017年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会（以下「タイＳＥＣ」という。）からＧＬ元役員の不正行為や利息収入の過大計上などの指摘を受けました。当該タイＳＥＣ指摘ＧＬＨ融資取引については、この問題の発覚時の2017年9月期決算において、全額損失処理済ですが、タイ法務省特別捜査局（以下「タイＤＳＩ」という。）による調査が継続しております。現在も未解決事項となっており、当社グループは、タイＳＥＣの指摘の根拠を特定することはできておりません。また、「２．JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について」に記載のとおり、当該タイＳＥＣ指摘ＧＬＨ融資取引に関連し、JTRUST ASIA PTE. LTD.（以下「ＪＴＡ」という。）からタイ王国及びシンガポール共和国等で、各種の訴訟が提起され係争中となっております。シンガポール共和国での損害賠償請求訴訟ではシンガポール高等裁判所がＧＬＨに１億24百万米ドル等の損害賠償金の支払判決を下し、2024年３月４日、ＧＬＨの清算を命じたことを受け、同裁判所が選任したLiquidatorによりＧＬＨの清算手続きが進められております。また、タイ王国での損害賠償請求訴訟では、2026年８月10日に、ＪＴＡが引受していた転換社債の返済に関連し総額5,522,400,000タイバーツ（日本円で約265億円）などの支払をＧＬに対し命じる第一審の判決が下されました。

当社では、2026年８月10日のタイ王国における損害賠償請求訴訟（第一審）の敗訴を受け、当該判決の内容に加え、ＧＬ社の業績及び関連する他の訴訟の進捗状況等を総合的に勘案した結果、今後の悪影響を考慮し、連結財務諸表上の関係会社株式（ＧＬ社株式）の帳簿価額を０円まで減額することとし、当連結会計年度において、ＧＬ持分法投資簿価を全額損失処理（持分法による投資損失に計上）いたしました。

２．JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について

当社持分法適用関連会社であるＧＬが発行した総額180百万米ドルの転換社債保有者であったＪＴＡ は、ＧＬがタイＳＥＣから2017年10月16日及び同月19日にＧＬ元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、タイ王国及びシンガポール共和国において当社グループに対して各種の訴訟が提起されており、一部終結に至ったものの、現在も係争中となっております。

ＪＴＡが行っている主要な訴訟の概要につきましては、以下のとおりです。

（１）ＪＴＡが行っている主要な訴訟の概要

イ）（ＧＬ）損害賠償請求訴訟

１．訴訟提起日	2018年１月９日
２．訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	Ｊトラスト株式会社の子会社であるＪＴＡは、当社持分法適用関連会社ＧＬの転換社債（合計２億１千万米ドル）を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、ＪＴＡはＧＬに対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債（１億８千万米ドル相当）の全額一括返済を要求しておりました。ＧＬといたしましては、当該投資契約解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求はお断りしつつも、円満解決に向け誠実に対応してまいりました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、ＪＴＡは、ＧＬ及びＧＬＨ等が、投資家に対し１億８千万米ドル以上の投資を促すために、同社グループの財務諸表を改ざんし、ＧＬが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、ＧＬ及びＧＬＨに対し損害賠償請求を求めるべく、これら一連の訴訟を提起したものです。
３．訴訟を提起した者の概要	（商号）　JTRUST ASIA PTE.LTD. （所在地）　シンガポール共和国 （代表者の役職・氏名）代表取締役　藤澤信義
４．訴訟の内容	ＪＴＡは、タイにおいて、ＧＬ、ＧＬ取締役３名、並びに此下益司氏に対し、ＪＴＡの投資額（最低２億１千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。
５．訴訟の進展	タイ王国での損害賠償請求訴訟では、2026年８月10日に、ＪＴＡが引受していた転換社債の返済に関連し総額5,522,400,000タイバーツ（日本円で約265億円）などの支払をＧＬに対し命じる第一審の判決が下されました。今後につきましては、ＧＬは控訴審にて引き続き控訴を行う予定ですが、外部専門家とも協議を行い、本件訴訟により与えられた損害回復に努めてまいる所存です。

ロ）（ＥＨＡ）暫定的資産凍結命令訴訟

１．訴訟提起日	2020年10月21日
２．訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	（ＥＨＡ）損害賠償請求訴訟に伴い、2020年10月21日にＥＨＡに対し、１億95百万米ドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）が下されております。
３．訴訟を提起した者の概要	（商号）　JTRUST ASIA PTE.LTD. （所在地）　シンガポール共和国 （代表者の役職・氏名）代表取締役　藤澤信義
４．訴訟の内容	シンガポールにおいて、１億95百万米ドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）となります。
５．訴訟の進展	暫定的資産凍結命令が発令されており現在も継続しております。

ハ）（ＥＨＡ）損害賠償請求訴訟

１．訴訟提起日	2020年11月16日
２．訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	ＪＴＡは、当社連結子会社のEngine Holdings Asia PTE.LTD.（以下、「ＥＨＡ」という。）他１社を被告とし、2020年11月16日にシンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、ＪＴＡがＧＬに対して実施した投資（転換社債合計２億１千万米ドル、及びＧＬ㈱の購入他５億27百万タイバーツ）について、ＧＬＨが他の被告と共謀し、ＪＴＡに投資を促すために、ＧＬの財務諸表を改ざんし投資家等に損害を与え、その行為にＥＨＡも参画しているという主張からＥＨＡ他１社に対し損害賠償請求を求めております。
３．訴訟を提起した者の概要	（商号）　JTRUST ASIA PTE.LTD. （所在地）　シンガポール共和国 （代表者の役職・氏名）代表取締役　藤澤信義
４．訴訟の内容	ＪＴＡはシンガポールにおいて、ＧＬＨ、此下益司氏、並びに当社グループではないその他５社に対し、ＪＴＡの投資額（最低２億１千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。
５．訴訟の進展	係争中です。

ニ）（当社他）損害賠償請求訴訟

１．訴訟提起日	2021年６月21日
２．訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	ＪＴＡが当社及び昭和ホールディングス株式会社並びに同社筆頭株主のA.P.F.Group Co.,Ltd.に対し此下益司氏及びＧＬの詐欺行為との共同不法行為責任に基づく損害として、24百万米ドルの支払を求める損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。
３．訴訟を提起した者の概要	（商号）　JTRUST ASIA PTE.LTD. （所在地）　シンガポール共和国 （代表者の役職・氏名）代表取締役　藤澤信義
４．訴訟の内容	ＪＴＡが24百万米ドル（約26億円）の損害賠償の支払いを当社及び昭和ホールディングス株式会社並びに同社筆頭株主のA.P.F.Group Co.,Ltd.に求める訴訟であります。
５．訴訟の進展	係争中です。

ホ）（ＧＬＨ他）損害賠償請求訴訟

１．訴訟提起日	2021年８月３日
２．訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	ＪＴＡがシンガポール共和国高等法院にて、ＧＬＨ他此下益司氏及び４社に対し、2020年10月の判決に含まれていなかった投資金額１億24百万米ドルに係る損害の回復を求める訴訟を提起し、同高等法院は、2021年８月４日、ＪＴＡの求めに応じて、１億30百万米ドルの資産凍結命令を発令しております。
３．訴訟を提起した者の概要	（商号）　JTRUST ASIA PTE.LTD. （所在地）　シンガポール共和国 （代表者の役職・氏名）代表取締役　藤澤信義
４．訴訟の内容	シンガポール共和国において、ＪＴＡは、ＧＬＨ他此下益司氏及び他４社に対し、ＪＴＡが行った投資（１億24百万米ドル）に関する損害賠償を求める訴訟を提起しており、ＧＬＨに対し、１億30百万ドルまでの通常の事業活動で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール国外への資産の移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）が下されております。
５．訴訟の進展	ＧＬＨ他此下益司氏及び他４社に対し、１億24百万米ドル及びこれに対する2021年８月１日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000ＳＧドルの支払いを命じました。別途、ＧＬＨ及び此下益司氏に対しては、当該損害賠償請求棄却の申立てを行っていたことから9,000ＳＧドルの支払いが命じられております。なお、ＧＬＨ及び此下益司氏に対する暫定的資産凍結命令は維持されます。 当該判決を不服として、ＧＬＨは2023年４月19日に控訴を行いましたが、2023年11月22日に当該控訴の申立てが棄却され、第一審判決が維持されました。その後最終審となる控訴裁判所に対して上訴の許可を求める申立てを2023年12月６日に行っておりましたが、2024年１月11日付で当該申立てが棄却されました。この確定判決を受け、今後、当社グループの経営等にも悪影響を及ぼす可能性があります。当社及びＧＬとしましては、当該損害賠償請求金額相当金額が 当社持分法適用関連会社ＧＬの連結財務諸表において負債として計上されており財務的な影響は限定的であると考えておりますが、今後の対応、支払い等の詳細につきましては弁護士とも相談し、慎重に対応してまいります。

ヘ）（ＧＬＨ）会社清算申立

１．訴訟提起日	2023年４月12日
２．訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	ＪＴＡは、上記のホ）（ＧＬＨ他）損害賠償請求訴訟での１億24百万米ドル及びこれに対する2021年８月１日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000ＳＧドルの支払判決を受け、シンガポール共和国高等裁判所にて、2023年４月12日に、ＧＬＨに対する会社清算の申立てを行いました。
３．訴訟を提起した者の概要	（商号）　JTRUST ASIA PTE.LTD. （所在地）　シンガポール共和国 （代表者の役職・氏名）代表取締役　藤澤信義
４．訴訟の内容	ＪＴＡは、上記のホ）（ＧＬＨ他）損害賠償請求訴訟での１億24百万米ドル及びこれに対する2021年８月１日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000ＳＧドルの支払判決を受け、シンガポール共和国高等裁判所にて、2023年４月12日に、ＧＬＨに対する会社清算の申立てを行いました。
５．訴訟の進展	2023年９月６日、シンガポール高等裁判所が暫定的な資産保全人Provisional Liquidatorの選任を決定いたしました。また、2024年３月４日には、同裁判所がＧＬＨの清算を命じたことを受け、Liquidatorにより、ＧＬＨ の清算手続きが進められております。これに対して、ＧＬは、ＧＬＨの債権者として、同手続に異議を申し立てると共に、ＧＬＨの被担保債権者としてその担保権を実現するための措置を進めてまいります。

ト）（ＧＬ）会社更生手続申立訴訟

１．訴訟提起日	2023年６月30日
２．訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	ＪＴＡは2023年６月30日にタイ中央破産裁判所に対してＧＬの会社更生手続きを申し立て、係争となっております。
３．訴訟を提起した者の概要	(商号)　JTRUST ASIA PTE.LTD. (所在地)　シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役　藤澤信義
４．訴訟の内容	ＪＴＡは2023年６月30日にタイ中央破産裁判所に対してＧＬの会社更生手続きを申し立て、係争となっております。
５．訴訟の進展	2024年3月27日、タイ中央破産裁判所は、ＪＴＡによる会社更生の申立を棄却しました。ＪＴＡの控訴については、2025年２月10日、特別事件控訴裁判所（CASC）にて判決が下され、中央破産裁判所の第一審の判決を支持し、棄却されたことについて報告を受けました。さらに、当社はＧＬより、ＪＴＡがタイ中央破産裁判所に対して、ＧＬの破産と臨時管財人を選任し、ＧＬ取締役らの経営権を停止する措置を求める申立を申請し、2025年４月22日にＪＴＡのみが出席する期日が開かれたことが判明しました。また、同４月30日に裁判所が当該ＪＴＡによる臨時管財人選定申立を判断する期日になっていたところ、裁判所は ＪＴＡ の申立を却下したことが判明したとの報告も受けました。ＪＴＡによる会社更生法の訴えは複数回に渡るもので、ＪＴＡが根拠のない訴訟を繰り返していることがさらに明らかになったと考えております。今後ＧＬが被った損害に対して補償を追加して、追及していくことを当社としても積極的に支援し、当社自身が被っている様々な損害についても追及をしてまいります。

チ）（ＧＬ）損害賠償請求訴訟

１．訴訟提起日	2025年６月27日
２．訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	ＪＴＡは、上記のイ）（ＧＬ）損害賠償請求訴訟に関連して、当社グループ及びＧＬ関連会社各社に対して複数の国において損害賠償を求めて訴訟を提起しております。
３．訴訟を提起した者の概要	(商号)　JTRUST ASIA PTE.LTD. (所在地)　シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役　藤澤信義
４．訴訟の内容	ＪＴＡは2025年６月27日にタイ王国民事裁判所においてＧＬに対し、第２回投資の元本１億３千万米ドル及び利息、損害賠償及び弁護士費用として7,169,005,187.50タイバーツ（約288億円）を求め、係争となっております。
５．訴訟の進展	係争中です。

（２）当社グループの見解及び対応について

ＧＬ及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、上記一連の訴訟についてはいずれも不当なもので、ＧＬ及び当社といたしましては当社グループの正当性を主張すべく粛々と法的対応を進めてまいる所存であり、ＪＴＡに対し必要且つ適切な法的処置を取ってまいります。

また、当社としましては、グループ会社の裁判に対する支援を最大限行い、当社グループの資産の保全及び、損害を回復すべく最善の手段を講じてまいります。

３．GL Finance PLC.のファイナンスリーシングライセンス取り消しと会社清算について

当社持分法適用関連会社ＧＬの子会社であったGL Finance PLC.（以下、ＧＬＦ）は、2024年９月12日付でカンボジア国立銀行より、ファイナンスリーシングライセンスの取り消しと会社清算についての通知を受け、ＧＬＦでは清算人を選定し、清算手続きに入っております。

４．昭和ホールディングスに対し実施した担保権実行に伴う株式取得に係る会計処理について

当社は、2026年６月26日に、当社の親会社であった昭和ホールディングス株式会社（以下「昭和ＨＤ」といいます。）に対する貸付金を被担保債権として設定を受けていた根質権を実行し、株式会社日本橋本町菓子処、明日香食品株式会社、昭和ゴム株式会社及び株式会社ルーセント（以下「本件４社」といいます。）の株式を取得し、その一部を売却しました。

一方、昭和ＨＤ取締役一名が、2026年７月13日、東京地方裁判所に対する申立てにより、当社を債務者として、本件４社株式等の譲渡及び質権の設定その他一切の処分を禁止する仮処分命令を得ており、上記根質権の設定や株式の取得は無効であり、本件４社株式の株主は依然として昭和ＨＤである旨を主張しております。

昭和ＨＤについては、2026年７月17日、長年の裁判相手であるJTAが、債権が不存在であるにもかかわらず、東京地方裁判所に対し会社更生法に基づく更生手続開始の申立てを提起し、同日付で保全管理命令が発令されましたが、当該申立ては棄却されております。

一方、当社並びに株式会社日本橋本町菓子処が債権者として昭和ＨＤについて東京地方裁判所に対し会社更生法に基づく更生手続開始の申立てを提起し、更生手続開始決定がされました。

上記の状況に鑑みて、本件４社は、連結の範囲には含めず、貸付債権のまま会計処理することといたしました。また、当社は、昭和ＨＤに対する貸付金等について、破産更生債権等に準ずる債権として区分しております。また、昭和ＨＤについて更生手続開始決定がされた状況等に鑑み、その回収可能性を検討した結果、下記（１）（２）の対象債権1,174百万円の全額について貸倒引当金を計上することとし、特別損失に貸倒引当金繰入額1,174百万円を計上することといたしました。

（１）破産更生債権（昭和ＨＤに対する貸付金及び未収利息並びに立替金）428百万円

（２）長期未収入金（当社から株式会社日本橋本町菓子処に貸付し、同社が昭和ＨＤに対して有する貸付金及び未収利息に係るもの）の一部　　745百万円

合計　1,174百万円

５．本件４社株式の取得及び売却に関する会計処理について

上記４に記載した本件４社の取得と売却に関しては次のとおり会計処理を実施しております。

（１）本件４社の取得はなかったものとして連結の範囲に含めておりません。

（２）根質権の実行による債権の回収も会計上認識しておらず、昭和HDに対する貸付金等を引き続き債権として計上しております。

（３）上記の貸付金及び経過利息等は、上記４に記載のとおり破産更生債権及び長期未収入金に計上し、貸倒引当金を計上しております。

（４）売却についてもなかったものとして受領した金銭は預り金として計上しました。

６．当社株式の上場廃止について

当社は東京証券取引所より当社株式を整理銘柄に指定し、2027年４月１日付けで上場廃止となる旨の通知を2026年９月30日に受けました。整理銘柄指定期間は2026年９月30日から2027年３月31日となり、2027年４月１日に上場廃止となります。

(連結貸借対照表関係)

(偶発債務)

追加情報の「２．JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について」に記載の事項をご参照ください。

(収益認識関係)

地域別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

前連結会計年度(自　2024年10月１日　至　2025年９月30日)

(単位：千円)

主たる事業地域	
日本	741,165
インドネシア	2,435
ベトナム	46,444
タイ	26,137
顧客との契約から生じる収益	816,181
その他収益	―
外部顧客への売上高	816,181

当連結会計年度(自　2025年10月１日　至　2026年９月30日)

(単位：千円)

主たる事業地域	
日本	1,036,932
インドネシア	10,424
ベトナム	104,865
タイ	20,766
顧客との契約から生じる収益	1,172,988
その他収益	―
外部顧客への売上高	1,172,988

(セグメント情報等)

当社は、コンテンツ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（１株当たり情報）

前連結会計年度 （自　2024年10月１日 至　2025年９月30日）		当連結会計年度 （自　2025年10月１日 至　2026年９月30日）	
１株当たり純資産額	68円　39銭	１株当たり純資産額	18円　97銭
１株当たり当期純利益金額	△5円　34銭	１株当たり当期純利益金額	△61円　14銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	―	潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額	―

(注)1.　潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、１株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

(注)2.　１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 （自　2024年10月１日 至　2025年９月30日）	当連結会計年度 （自　2025年10月１日 至　2026年９月30日）
１株当たり当期純損失金額		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	△226,643	△2,595,627
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）(千円)	△226,643	△2,595,627
期中平均株式数(株)	42,455,078	42,455,078
潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	―	―
（うち支払利息（税額相当額控除後））	―	―
普通株式増加数(株)	―	―
（うち新株予約権）	―	―
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	ストック・オプション 699,000株	ストック・オプション 1,365,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。